

(案)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

原子力委員会

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく特定放射性廃棄物の
最終処分に関する基本方針の改定について（答申）

令和5年2月14日付け20230214資第6号をもって特定放射性廃棄物の
最終処分に関する法律（平成12年法律第117号）第3条第6項において準用す
る同条第3項の規定に基づき意見を求められた標記の件については、妥当なもの
と認める。

原子力エネルギーを安定的に利用するためには、放射性廃棄物の処理・処分を
始めとした、バックエンド問題に国も前面に立って取り組むことが重要であり、こ
うした観点から、今回、「政府一丸となって、かつ、政府の責任で、最終処分に向
けて取り組んでいく。」と、明確にしたことは評価できる。

今後最終処分に向けて取り組むに当たり、経済産業省においては、令和5年2
月20日に改定した「原子力利用に関する基本的考え方」に記載されているコミュニ
ケーションの在り方なども参考にしつつ、関係府省庁との連携の下、対話活動な
どに臨み、その成果を原子力委員会に報告することを求める。原子力委員会とし
ては、報告を受け、意見を述べるなど所要の役割を果たしていく。